

田辺市庁舎新築工事等における低入札価格調査による失格判定基準

< I >失格基準比率表等による失格

次の各項に該当する場合は、その後の調査を行うことなく失格とする。

1. 別表に記載する低入札価格調査に必要な書類の提出に関して、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき
 - (1) 調査様式の提出が全くない場合
 - (2) 調査様式の一部の提出がなく、必要な調査を行うことができない場合
2. 提出した工事費内訳書に記載された直接工事費額、共通仮設費額、現場管理費額及び一般管理費額が次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 直接工事費額と現場管理費額を合計した金額が、次の失格判定基準比率表により計算した金額未満の場合
 - (2) 共通仮設費額、一般管理費額については、それぞれ次の失格基準比率表により計算した金額未満の場合

◎失格基準比率表

直接工事費相当額	現場管理費相当額	共通仮設費額	一般管理費額
×95%	+	×70%	×30%

※いずれも1,000円未満切捨てとする。

※上記の失格基準比率表にある「直接工事費相当額」と「現場管理費相当額」について

- ・直接工事費相当額：設計図書にある直接工事費×90%
- ・現場管理費相当額：設計図書にある現場管理費＋（設計図書にある直接工事費×10%）

< II >書類調査による失格

提出書類の調査段階で、次の各項に該当する場合は失格とする。

1. 低入札価格調査に協力しない場合
 - (1) 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。）
 - (2) ヒアリングに応じない場合
 - (3) ヒアリングに当たり、当該ヒアリングに対応できる担当者の出席がない場合

2. 合理的な理由がある場合を除き、設計仕様書等に適合しない次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合
 - (2) 材料・製品について、市が示した設計仕様適合した品質・規格を満たしていない場合

3. 積算内訳書算出根拠が適正でない次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 算出根拠が明確でない場合
 - (2) 下請け見積額又は材料見積額が適正に計上されていない場合
 - (3) 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
 - (4) 手持資材の確認ができない場合
 - (5) 自社機械の所属等が確認できない場合
 - (6) 自社従業員の雇用関係が確認できない場合
 - (7) 配置予定技術者（監理技術者）の person 費、契約保証料、工事登録費用等、必要な経費が計上されていない場合
 - (8) 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
 - (9) 工期内の定期的な安全パトロール及び作業時の安全監視に係る人員の配置と経費が明確に示されていない場合

4. 労務費が抑制されている次に掲げる場合
 - (1) 和歌山県の最低賃金価格を下回っている場合

5. 建設副産物の処理が適正でない次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
 - (2) 合理的な理由がある場合を除き、建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様等に合致していない場合

6. 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 監理技術者等が重複選任になる場合
 - (2) 配置予定技術者（監理技術者）の常雇用関係が確認できない場合
 - (3) その他法令違反

7. 1. から 6. に規定するもののほか、適正な工事の施工がなされないと認められる次に掲げる場合の一に該当するとき
 - (1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、調査日まで不起訴となった場合を除く。）
 - (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請け代金の未払い等で支払を命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断を除く。）
 - (3) 調査報告書の内容の一部を故意に事実と反する内容としたことが判明した場合

＜Ⅲ＞建築工事における入札時VE方式の低入札価格調査の取扱いについて

入札時VE方式における低入札価格調査の取扱いは、次の各項に掲げるとおりとする。

1. 入札時VE方式における調査基準価格について

VE提案の採否にかかわらず、調査基準価格については、入札公告で示した金額とするため、VE提案を採用された入札参加者の入札価格が、調査基準価格を下回る金額の場合は、低入札価格調査報告書を提出すること。

2. VE提案を採用された者の低入札価格調査について

(1) 調査価格を下回る価格で入札を行った者のうち、VE提案が採用され、VE提案による価格で入札を行った者は、様式3-1の積算内訳書について、次に掲げる2種類を提出すること。

ア VE提案による価格の内訳書（当該入札参加者の入札価格と合致するもの。）

イ 田辺市が設計図書等で示した標準的な施工方法等により算出した価格の内訳書

(2) 入札参加者が、事前に提出したVE提案資料及び(1)で提出した2種類の積算内訳書により、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額が明らかになった場合は、コスト削減金額として市長が認めた金額を当該入札参加者の入札価格に加え、その金額を当該入札参加者の入札価格とみなして＜I＞2.を適用する。

※VE提案資料及び(1)で提出した2種類の積算内訳書により、コスト削減金額が明らかにならない場合は、当該入札参加者の入札価格で金額判定をする。

◎低入札価格調査の金額判定における入札価格

入札書に記載の 入札価格	+	コスト削減金額として 市長が認めた金額	=	低入札価格調査の金額判定 における入札価格
-----------------	---	------------------------	---	--------------------------

(3) (2)の金額が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格以上の価格で申込みを行ったものとみなし、その後の調査を行わないものとする。

附 則

この基準は、令和2年12月10日から施行する。

別表

○提出書類

様式については、契約課ホームページ（各種様式ダウンロード）参照のこと

1	低入札価格調査報告書（様式1）
2	入札理由書（様式2）
3	入札金額の積算内訳
	<p>(1) 積算内訳書（様式3-1）</p> <p>※VE提案を採用された入札参加者は、次の2種類の積算内訳書を提出すること。</p> <p>ア VE提案による価格の内訳書（当該入札参加者の入札価格と合致するもの。）</p> <p><u>イ 田辺市が設計図書等で示した標準的な施工方法等により算出した価格の内訳</u></p>
3	(2) 下請け予定内容報告書（様式3-2）
	(3) 共通仮設費（率分）内訳書（様式3-3）
	(4) 現場管理費内訳書（様式3-4）
	(5) 一般管理費内訳書（様式3-5）
	(6) 資材単価一覧表（様式3-6）
	(7) 機械損料・賃料一覧表（様式3-7）
	4
5	手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式5）
6	配置予定技術者名簿（様式6）
7	契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等の関連（様式7）
8	手持ち資材の状況（様式8）
9	資材購入先一覧（様式9）
10	手持ち機械数の状況（様式10）
11	労務者の確保計画（様式11）
12	過去に施工した公共工事名及び発注者（様式12）
13	建設副産物の搬出地（様式13）